



保医発0808第1号  
平成24年8月8日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成24年7月22日に提出すべき、平成24年4月分から6月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成24年9月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
香川県厚生農業協同組合連合会滝宮総合病院 香川県綾歌郡綾川町滝宮486番地	平成24年9月1日から 平成24年9月30日まで
長崎県島原病院 長崎県島原市下川尻町7895番地	
さいたま市立病院 埼玉県さいたま市緑区三室2460番地	
名古屋市立東部医療センター 愛知県名古屋市千種区若水1丁目2番23号	
社会医療法人光生病院 岡山県岡山市北区厚生町3丁目8番35号	
輝山会記念病院 長野県飯田市毛賀1707	

病 院 名	適 用 期 間
神奈川県立がんセンター 神奈川県横浜市旭区中尾1-1-2	平成24年9月1日から 平成24年9月30日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会京都府病院 京都府長岡京市今里南平尾8番地	
市立奈良病院 奈良県奈良市東紀寺町1丁目50番1号	
博愛会病院 岐阜県不破郡垂井町2210-42	
医療法人社団桐光会調布病院 東京都調布市下石原3-45-1	